

計議第 3 5 8 号議案

特定生産緑地の指定（意見聴取）

令和 6 年 1 1 月
京都市

1 特定生産緑地制度の経緯

平成28年5月 都市農業振興基本計画 閣議決定

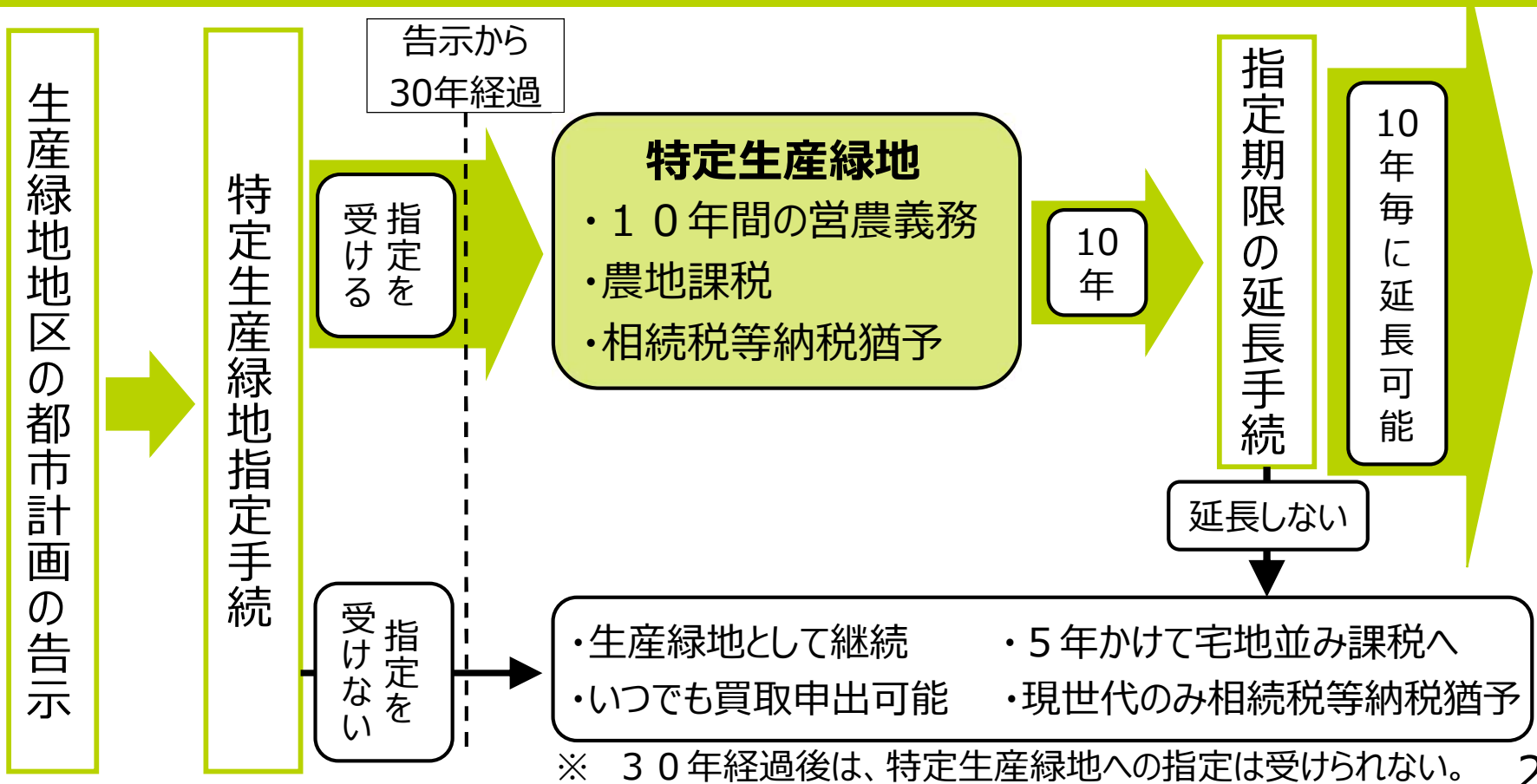
「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ



平成29年6月 生産緑地法 改正

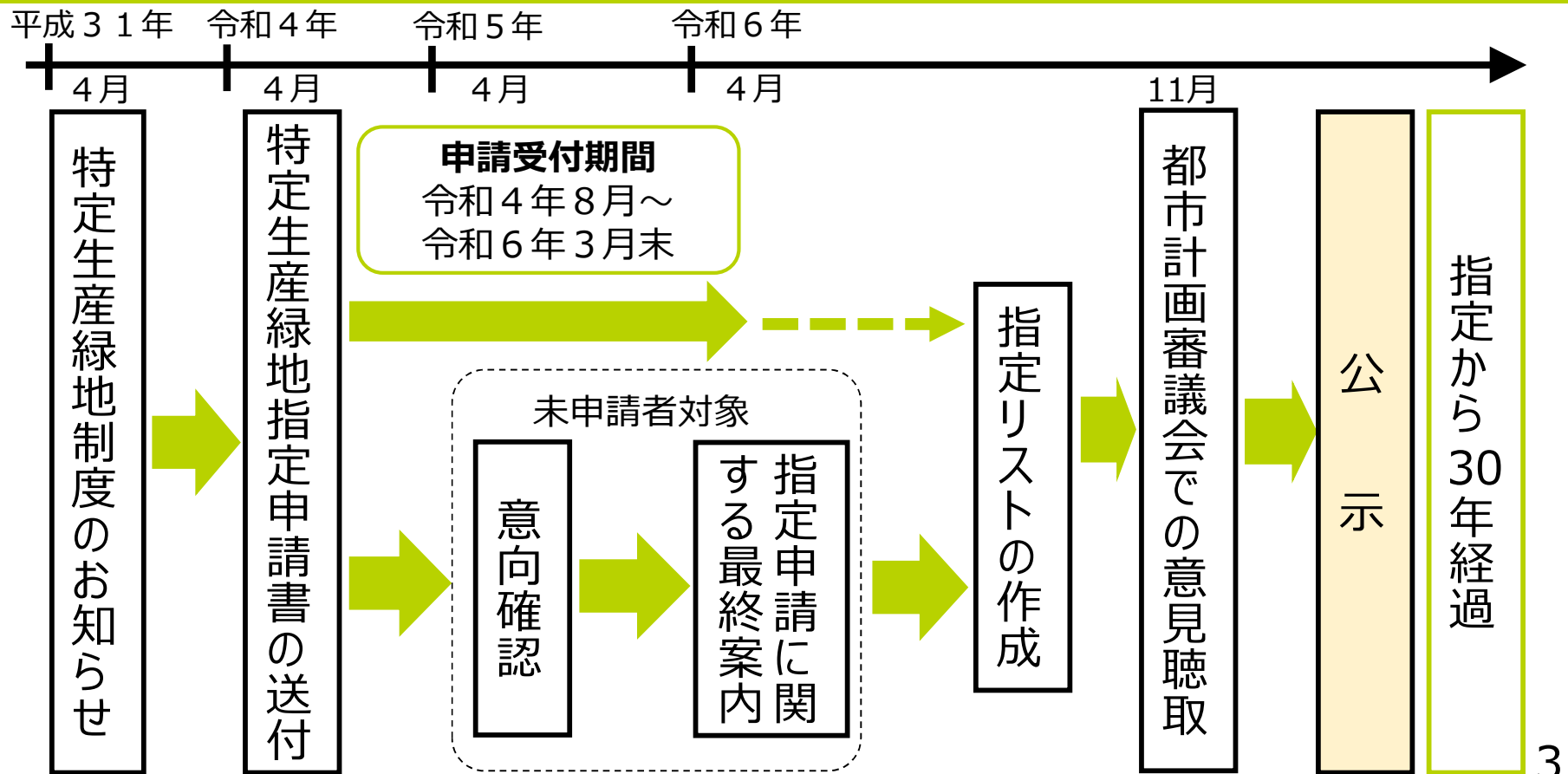
特定生産緑地制度 創設

2 特定生産緑地制度の概要



3 特定生産緑地の指定手続の流れ

平成6年指定の生産緑地



4 特定生産緑地への指定の概要

	面積等
① 平成6年指定の生産緑地	約 1.81 ha
② 特定生産緑地に指定する生産緑地	約 1.55 ha
③ 割合	約 85.6 %

参 考

	面積
④ 生産緑地	約 475.11 ha
⑤ ④のうち、既に特定生産緑地に指定されている生産緑地（令和4～5年に指定されたもの）	約 424.54 ha
⑥ ④のうち、令和6年に特定生産緑地に指定する生産緑地（再掲）	約 1.55 ha
⑦ 上記以外（平成7年以降に生産緑地に指定されたもの等）	約 49.02 ha